

平成28年度

登米市老人保健施設事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月4日提出〕

宮城県 登米市

議案第20号

平成28年度登米市老人保健施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度登米市老人保健施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 入所利用者数	27,010人
うち短期入所者数	1,460人
(2) 通所利用者数	7,522人
(3) 一日平均入所者数	74人
うち短期入所者数	4人
(4) 一日平均通所利用者数	24人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 老健事業収益		411,887千円
第1項 事業収益		393,577千円
第2項 事業外収益		18,310千円
	支	出
第1款 老健事業費用		454,359千円
第1項 事業費用		412,700千円
第2項 事業外費用		14,765千円
第3項 特別損失		26,894千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,970千円は減債積立金8,970千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		47,899千円
第1項 出資金		29,220千円
第7項 他会計負担金		18,679千円

	支	出
第1款 資本的支出		56,869千円
第1項 建設改良費		18,679千円
第4項 償還金		38,190千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 295,065千円

(2) 交際費 30千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、19,083千円と定める。

平成28年2月4日提出

登米市長 布施 孝 尚